

有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
大型クラゲ緊急対策事業
【有害生物漁業被害防止総合対策基金】

申請等の手引き（その2）
(2024年度更新)

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
事業部 有害生物対策班

目 次

1. はじめに	1
(1) 大型クラゲ出現パターン	1
(2) 事業を実施する上での要件	2
(3) 助成対象事業費と補助率	2
2. 計画から事業の実施までの手順	4
(1) 計画前から計画立案・策定までの手順	4
(2) 事業の実施手順	5
ア 駆除事業	6
イ 陸上処理事業	12
(3) 写真の撮り方	13
ア 駆除事業	13
イ 陸上処理事業	16
(4) 財産管理台帳について	17
3. 申請書及び実績報告書等の添付資料の提出書類チェックシート	19

1. はじめに

本事業は、有害生物対策基金交付規則に基づき大量出現と判断された場合、当機構が設置する委員会における基金事業の基金発動によって事業を実施することができます。

本申請等の手引きでは、本事業の進め方、規程に基づく本事業で重要な要件や提出書類の種類・手順、実施機関及び取りまとめ機関における留意点などを説明します。申請等の手引き（その1）では、申請の手続き等に関する流れや注意点等について説明しています。（その1）と重複する箇所もありますが、両手引きを参考にして計画策定及び事業の実施をしていただきますようお願いいたします。なお、ご相談等がございましたら、下記までご連絡ください。

事業部 有害生物対策班 湯浅

TEL：03-6866-7112 / FAX：03-6866-7114

メールアドレス：yuso@fpo.if-net.ne.jp

(1) 大型クラゲ出現パターン

さて、大型クラゲはどのように日本の漁場に流れてきて被害を及ぼすのでしょうか。

大型クラゲの沖合・沿岸への出現パターン



黄海など発生源海域から本邦海域への潮の流れや対馬暖流の流れの状況によって出現パターンや出現量が変わります。大型クラゲは東シナ海から対馬海峡の西水道（韓国寄り）と東水道（九州寄り）を通り日本海へ流入します。大きくは図に示すように、西水道通過後は、第二分枝に乗り隠岐諸島に向かったり、大きく蛇行する第三分枝に乗り日本海地中西部・北陸沿岸へ向かったり、日本海中央から青森沖・津軽海峡へ向かう流れに乗ったりします。また東水道通過後は、第一分枝に乗って沿岸を北上していきます。その出現パターンは、年によって変化するこれらいずれかの流れの強さに左右されます。従いまして、漁業者からの情報提供や調査によって、出現情報を収集することが早期の対策につながります。

(2) 事業実施する上での要件

○下記の要件は、有害生物漁業被害防止総合対策事業における計画策定及び事業実施において必須要件となります。

本事業の必須要件（交付等要綱の運用について（運用通知）から抜粋）

(1) 駆除実施要件

大型クラゲの駆除の実施に当たっては、次の条件を全て満たさなければならない。

- ① 特定の時期、場所等で駆除を行うことが広域的な漁業被害の防止・軽減に効果的であると認められること。
- ② 駆除計画の策定には、関係する都道府県、漁業団体、研究機関、事業実施機関及び漁業者等が参画し、連携して駆除を行う体制を構築すること。
- ③ 各都道府県の沿岸漁場近海域における駆除等の対策については、その都道府県又は当該都道府県の漁業関係者が自主的に行っていること。

(2) 対策実施手法及び設備等の要件

- ① 補助対象となる洋上駆除、陸上処理の方法、駆除漁具、駆除効果促進ネット、陸上処理機材は、実証化試験を含む技術開発段階のものではなく普及段階のものであると認められるものでなければならない。
- ② 駆除活動は、通常の漁獲活動（水揚げ）とは完全に分離して実施しなければならない。
- ③ 被害軽減対策事業における有効利用とは、陸揚げされた有害生物の処理を円滑に行うことを目的とし、廃棄（焼却・埋設）以外の方法で資源化することをいう。

(3) 助成対象事業費と補助率

○大型クラゲ駆除事業及び陸上処理事業における事業費（全て消費税抜き）の補助率及び助成対象経費について

1. 大型クラゲ駆除事業費：定置網及び底曳網による駆除に係る経費

(1) 駆除漁具等の導入費

- ・大型クラゲ駆除効果促進ネット（旧称：改良漁具）の導入費 **1/2以内**
（定置網・底曳網・その他曳網・まき網の改良漁具・・・認定漁具）
- ・駆除専用漁具（底曳用駆除網、鉤・鎌等の駆除専用漁具） **定額**

(2) 駆除計画推進等に要する経費 **定額**

(3) 駆除に要する経費 **定額**

- 1) 沖合域駆除（全底連所属の沖合底曳船による駆除） **定額**
- 2) 沿岸域駆除（定置網、小型底曳船による駆除） **定額**

◆助成対象費目

用船料、設備費（駆除網、大型クラゲ駆除効果促進ネット等）、消耗品費（専用鉤鎌他）賃金、旅費、役務費、燃油費、その他（会議場費、収入印紙代等）

- 👉 参考規定等より ○実施細則Ⅰの２の（２）及び（３）並びに（４）
○別紙「用船料の考え方」、○実施細則Ⅰの１の（３）及び（４）

◆用船料について

駆除事業では、大型クラゲ駆除指針で規定された出動基準以上の入網量の場合に、定置網及び底曳網の漁船用船して駆除を実施します。従って、事業実施機関と船主との間で、使用漁船、用船料単価、出動要件、支払要件等の諸条項を規定した用船契約書（請負契約書）を締結しなければなりません。

用船料単価は、実施細則Ⅰの２の（３）のアに用船単価の上限額を示しており、別紙「用船料の考え方」ではトン数別に作業員数に応じた単価設定の詳細を示しておりますので、参考にしてください。なお、独自に単価を設定する場合は、この上限額以内で設定し、係る設定基準と根拠を明らかにしておく必要があります。

◆駆除漁具等の導入費について

大型クラゲ駆除効果促進ネットや駆除網の所有者は、事業実施機関になり、事業実施者に貸し出す形になります。導入に係る対象経費等については実施細則Ⅰの（３）及び（４）を参考にしてください。

2. 陸上処理事業費：まき網等で混獲され陸揚げされた大型クラゲの処理に係る経費

- (1) 処理用機材の導入費 **1/2以内**
- (2) 運搬経費、処理及び有効利用に要する経費 **定額**

◆助成対象費目

**役務費（運搬費、処理費等）、賃金、設備費（陸上処理機材）、備品費、消耗品費
その他（収入印紙代等）**

- 👉 参考規定等より ○実施細則Ⅱの２の（１）及び（３）

◆陸上処理に係る契約等について

まき網漁業で大量に混獲され陸揚げ・選別された大型クラゲを回収し、水分除去などの前処理後、所定の処理施設等での廃棄処理または有効利用を行います。

廃棄物の処理または有効利用する場合は、廃棄物処理法に基づく処理施設及び運搬事業者に委託して運搬及び処理をしてもらいますので、事業実施機関と**運搬事業者及び処理事業者**との間で、事業における各単価及び諸条項を規定した契約書を締結しなければなりません。なお、本事業における運搬費及び処理費の単価の上限額は定めておりませんが、各事業者が扱う他の類似する処理物と同等にするなど補助事業として適正な単価になるよう設定してください。

基金事業の規程である交付規則及び実施細則に詳しく記載しています。

各事業の経費に関する詳細は実施細則に、助成対象にならない対象経費は交付規則に記載していますので、参照してください。

各事業計画から事業開始及び実施中、終了後に揃えなければならない書類や証憑類があります。3項の「申請書及び実績報告書等の添付資料の提出書類とチェックシート」に掲載しておりますので、事業を進めるうえで参考にしてください。このチェックシートは、当機構HP（有害生物対策事業）からダウンロードできます。

2. 計画から事業の実施までの手順

○前項 1 の事業に係る基本情報を参考に、計画から事業の実施までの手順を説明します。

(1) 計画前から計画立案・策定までの手順

漁連や府県漁協、漁協等の漁業団体の事業担当者や行政、研究機関が連携して事業を推進する際の、計画前から計画立案・策定までの手順例を下表に示しますので、参考にしてください。

実施機関または取りまとめ機関の役割	要 点
<p>【計画前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の出現・被害情報の収集、水試・漁業情報サービスセンターへの情報提供 ・ 水漁機構との予算調整、事業内容の把握（交付規則・実施細則等の規程類及び申請様式、駆除指針、基金事業の計画、手引き等の確認※） ※水漁機構HPの有害生物対策事業の中にあります。 ・ 道府県水産課(仮称)、水産試験場、定置・底曳・旋網等協会との連携、連絡体制等構築、駆除事業または陸上処理事業の実施方針の検討及び調整、情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有 ・ 事業の基本情報の確認 ・ 過去の体制確認または再構築
<p>【計画立案】（定置漁業者や底曳漁業者、処理事業者等との調整）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施者への事業参画の要件など十分な事前説明、調整（駆除活動と漁獲の区分、用船単価、駆除日数、日々の報告など） ・ 各地域の事業実施者（事業に参画して事業を実施する者：漁業者等）への駆除または陸上処理に関わる諸情報の収集、整理、調整 （例：定置網種類、用船のトン数、乗船作業人数、操業時間帯、駆除用道具、駆除網、大型クラゲ駆除効果促進ネット（旧名称；改良漁具）の有無等） （例：混獲状況、陸揚げ後の仕分、保管、運搬、処理施設、処理方法、単価、計量伝票類、処理機器等） ・ 駆除事業費または陸上処理事業費の積算、水漁機構との調整 ☞計画立案時の予算額については、あらかじめ水漁機構から需要調査及び過去実績に基づく当初予算案を提案します。提示された予算案について、調整等も含めて勘案した積算をしてください。 ・ 計画の立案では、前項 1 を参考に本事業の規程類及び本事業計画を参考に、行政・水試等との連携・方針等に基づき、本事業の運用通知に規定する別記様式第 1 号「実施計画承認申請書」により策定案を作成 ・ 「実施計画承認申請書」案を水漁機構に提出 ・ 「実施計画承認申請書」を正式に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブル回避 ・積算基礎情報の入手 ・予算額及び単価、配分の妥当性の確認 ・案の作成 ・事業実施計画案の確認 ・計画策定

(2) 事業の実施手順

- 計画承認申請書から実績報告書の内容及び提出資料については、申請等の手引き（その1）を参考にしてください。
- 本手引きでは、交付決定通知日（＝事業着手日）以降の実務で行うことを説明します。

ア 駆除事業

交付決定日から事業を着手することができます。以下の事項を順次行ってください。

① 用船契約（請負契約）の締結

契約書は、事業実施機関が定置網等の事業者である事業実施者の漁船を用船（借り受け）し、円滑に洋上駆除を実施するための用船料等を取り決め、順守すべき要件を具備してください。契約書には乗船員名簿を添付してください。駆除要員を増員する場合も適時追加してください。

 契約書の作成に当たり、ご不明な点等がありましたら、ご相談ください。

② 駆除用の専用漁具（駆除漁具）の準備

洋上駆除では、入網した大型クラゲを長柄にしたカギやカマなどを使って、クラゲ傘上部の中心辺りを深く傷つけることで、個体を弱らせることができます。これら駆除専用漁具の購入費は定額で助成できますので、準備してください。

小型底曳船による洋上駆除では、二艘で専用の駆除網（本事業の認定漁具）を一定の速度で曳網することにより切断します。過去に導入した駆除網の保管の有無または使用可否の確認が必要です。

③ 駆除網及び大型クラゲ駆除効果促進ネット（旧名称；改良漁具）の導入

駆除網は定額で、大型クラゲ駆除効果促進ネットは1/2以内の補助率です。大型クラゲ駆除効果促進ネットや駆除網の所有者は、事業実施機関になり、事業実施者に貸し出す形になります。また、金額が50万円以上であれば補助金における財産管理扱いとなります。

 後述の（4）を参照

駆除網を検討する場合は、使用する漁船の馬力や装備など曳網に必要な情報を入手するとともに、底曳網の事業実施者との十分な調整が重要です。導入が決まれば必要に応じて当機構にご相談ください。なお、漁網メーカーは一社に限られており、納期に時間がかかると思われます。導入の際には曳網方法や注意点などは漁網メーカーから必要に応じて指導してもらいます。

大型クラゲ駆除効果促進ネット（以下「改良漁具」という。）を検討する場合は、過去に導入した定置網または底曳網の改良漁具の保管の有無または使用可否の確認が必要です。所有者との調整を経て新規に導入する場合は、必要に応じて当機構にご相談ください。既存の改良漁具が使用可能な場合、出現・被害状況に応じて設置するよう指導してください。なお、既存の改良漁具の原状回復を目的とした修繕費は、導入経費とは異なり定額で助成できますが、新たに改良を加えて使用可能期間を延長させ、または価値を増加させるものである場合は、その延長および増加させる部分に対応する金額は、導入経費となり1/2補助率となりますので、ご注意ください。

④ 安全対策の周知・徹底

事業実施者に対し、次の安全対策を行うことを周知・徹底してください。

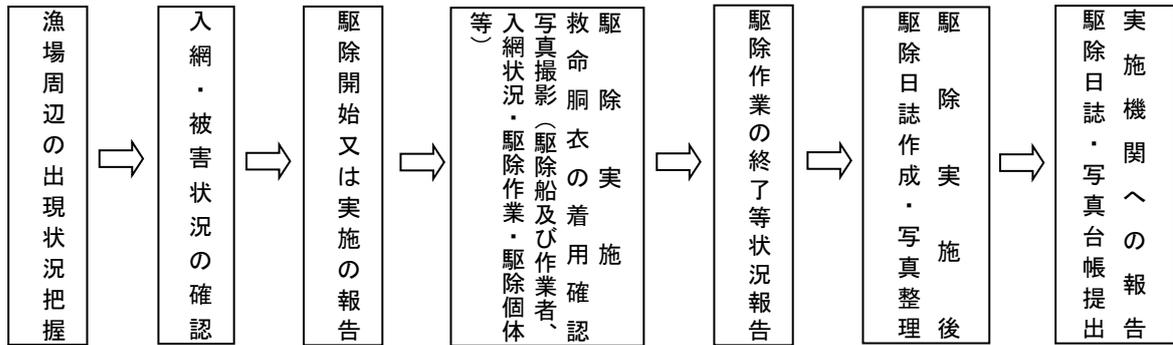
-  ・全乗船者への救命胴衣着用
- ・作業中にクラゲ刺胞毒から身体を守るため、肌の露出を極力少なくし、手袋やゴーグル着用などで防備

⑤ 洋上駆除の開始報告及び実施状況の把握

適時、出現・被害状況を把握して、大量入網または被害が多発する可能性がある場合、洋上駆除を開始することを速やかに駆除開始報告書に取りまとめ、漁業情報サービスセンター及び水漁機構へ報告し、道府県水産課及び水試とも情報共有をお願いします。

出動基準を超えた場合は、事業実施者に対し駆除の開始を指示し、事業実施者へは下図に示すように出動前後の報告をすることを周知・徹底するとともに、報告を受けたら速やかに入網量（＝駆除数）・被害状況を道府県水産課及び水試へ報告してください。

事業実施者における駆除の開始前から駆除の開始、駆除の実施までの手順



- 👉 駆除指針及び沿岸域の出動基準、駆除開始報告書及び駆除日誌は、水漁機構HPに掲載していますので、ダウンロードしてください。
- 👉 洋上駆除作業は、漁業活動の一環として漁業被害を軽減するために行う目的で、通常の漁獲活動とは完全に分離して実施するものです。

沿岸域における洋上駆除の出動基準（駆除指針抜粋）

定置網の分類	基準入網個体数	備 考
大型定置網	500個体以上	定置漁業権漁業として営むもの
小型定置網	100個体以上	第二種共同漁業権漁業として営むもの又は県漁業調整規則に基づく許可を得て営むもの
小型底びき網漁業	20個体以上	一回の曳網で入網した個体数
	定置網の基準を準用する	想定される駆除実施海域に隣接定置網漁場において、「定置漁場における駆除」の出動基準を満たす場合

この基準によることが出来ない場合、大型クラゲ被害防止検討委員会が公的試験研究機関の意見を踏まえ、広域的な漁業被害防止の観点から有効と判断する洋上駆除に限り実施する。（委員会承認事項）





大型クラゲを「駆除専用のやす・かぎ等の駆除漁具」で殺傷する。
 *傘の部分に損傷を与えると衰弱し、死滅する。

定置網で使用する駆除専用漁具と洋上駆除作業の例

底びき網での洋上駆除事例

二艘びき



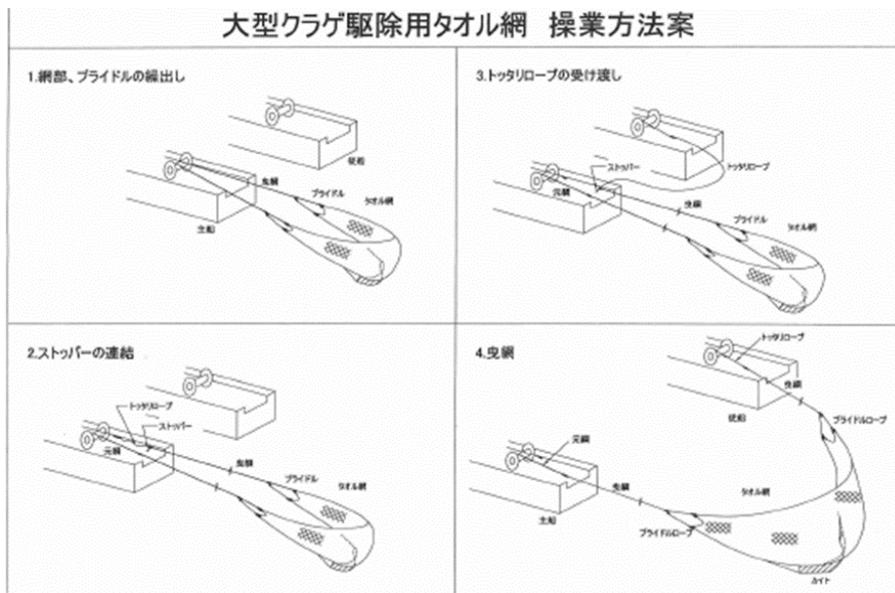
駆除網により粉碎されたクラゲ



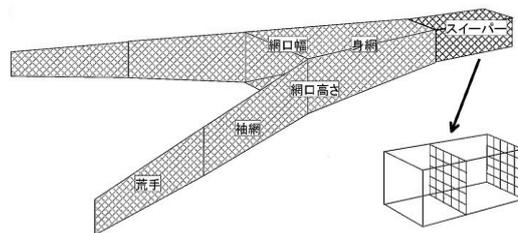
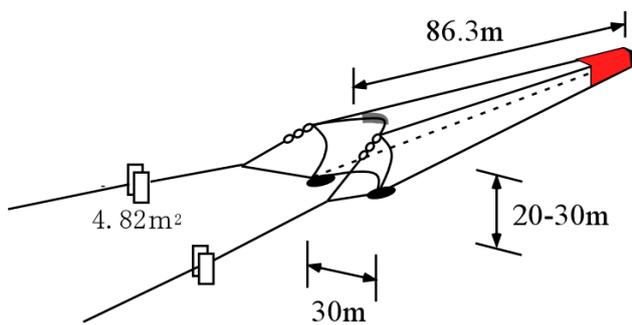
駆除網の曳網



大型クラゲ駆除用タオル網 操業方法案



小型底曳網漁船による駆除手順（タオル網とは駆除網を指す）



沖合底曳網漁船が使用する駆除網

定置網での洋上駆除開始報告書様式

記入例

沿岸域洋上駆除開始報告様式

送付先: JAFIC FAX: 03-5547-6881 メールアドレス: kurage@jafic.or.jp
: 水産機構 FAX: 03-6866-7114

報告日 ○○年○月○日

大型クラゲの出現が下記の通り確認されたので、漁業被害を防止するため下記に記載の漁業者等により洋上駆除を実施する。

A.

実施者および駆除情報

事業実施者	○○漁協	開始予定日	2016年10月1日
漁業種類 (大/小型定置・底びき・他)	駆除漁業者名	開始場所(地名・港名)	その他
小型定置 大型定置	○○定置 ○○生産組合	○○○地区定置 ○○○地区定置	
小型底びき網 小型底びき網	○○漁業○○丸 ○○丸	201海区(○○地先沖) 2000海区	

* 定置網では小型・大型の区分を明記すること。

当該地域での大型クラゲ(Nemopilema nomurai 等)出現状況

漁業種類	日時	海域(地域または緯度経度)		数量(個数) 単位:1網あたり	サイズ (cm)	付記事項	漁業被害	実施中の対策等
		緯度	経度					
大型定置	9月20日	○○-○○N	○○○-○○E	500	50-110		支障	防除網
小型定置	9月25日	○○-○○N	○○○-○○E	100	50-110	急増	支障	
小型底びき網	9月28日	○○-○○N	○○○-○○E	100	50-110	急増	支障	

出現状況の確認: ○○県水産改良普及所が確認した。

* 単位の記載をお願いします(例: 網あたり・1日あたり、期間合計、地域1日あたり等)

B.

出動基準を独自に設定した場合の公的機関の見解

公的機関名	○○県水産研究センター(水産試験場)
公的機関の見解の事由により、 上記A.「当該地域での大型クラゲ出現状況に記載の出現状況」は出動基準に適合すると判断する。

駆除日誌(記入例) 上: 定置網用 下: 底曳網用

記入例

令和○年度 大型クラゲ駆除日誌

○○年○○月○○日

駆除作業者 ○○○水産(□□□漁協)

事業実施機関 ■■■漁業協同組合

1 大型クラゲの来襲状況

- ① 海況・気象の状況 曇・波1m
- ② 来襲場所 ○○市 △△沖
- ③ 大型クラゲの来襲量
傘径 小(〜30CM) 個
中(30〜50CM) 個
大(50CM〜) 700個

2 駆除活動の対応

- ① 作業立会い者 (公的機関:水試、普及員、市町村、漁連、漁協) <<氏名>> ○○ ○○
- ② 作業従事者 <<代表者氏名>> ○○ ○○ 他10名

3 作業の内容

漁船所有者	駆除海域	船名	トン数	作業開始日時	作業終了日時	クラゲ駆除個体数	備考
<<所有者名>>	○○市 △△沖合	○○丸	12	○○月○○日 5:00	○○月○○日 10:00	700個	100cmの個体が占める

記入例

令和○年度 大型クラゲ駆除日誌

(底びき網用)

○○年○○月○○日

事業実施機関 ■■■漁業協同組合

船名/船主名	漁船登録番号	所属漁協	出入港名	出港日時	帰港日時	使用駆除漁具 網口サイズ (縦 m × 横 m)	備考
○○丸 <<船主名>>	YSO-0000	□□漁協	□□港	9月27日8:00	9月27日17:00	横20m × 縦10m (5'漁船用駆除網)	監視船:○○丸(YSO-0000)
△△丸 <<船主名>>	YSO-0000	□□漁協	同上				

駆除年月日	作業開始時間	曳網開始時間	曳網開始位置	曳網終了時間	曳網終了位置	曳網距離 (マイル)	作業終了時間	天候・海況	大型クラゲの目視状況 ①傘の大きさ cm〜cm ②方舷通過尾数 尾/2分間(航行速度 ノット)
○年○月○日	8時30分	9時00分	北緯00度00分00秒 東経00度00分00秒	16時30分	北緯00度00分00秒 東経00度00分00秒	17.5マイル	16時30分	晴天、 風速0.1M、 波高0.2M	①傘 50〜100cm ②5尾/2分 航行速度2.5ノット

駆除実施状況 まとめ方例

洋上駆除作業者対応表 (月別)

大型定置網 記入例

令和●年度大型クラゲ緊急対策事業

洋上駆除作業者対応表

8月 31日

事業実施機関名:

経営体名: 水漁水産(株)

定置種類: 大型定置

定置漁場名: 神田明神定置

○ ※大型定置出動基準500個体以上

船名: 第1神田明神丸

8月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計			
作業 者 名	水漁大吉						○			○						○							○	○				○	○					7		
	水漁花丸						○			○						○								○	○				○	○					7	
	大漁太郎						○			○						○								○	○				○	○					7	
	大漁旗夫						○			○						○								○	○				○	○					7	
	一心太助						○			○						○								○	○				○	○					7	
	目出鯛蔵						○			○						○								○	○				○	○					7	
	A						○			○						○								○	○				○	○					7	
	B						○			○						○								○	○				○	○						7
	C						○			○						○								○	○				○	○						7
	D						○			○						○								○	○				○	○						7
	AB						○			○						○								○	○				○	○						7
	AO						○			○						○								○	○				○	○						7
	BB						○			○						○								○	○				○	○						7
CC						○			○						○								○	○				○	○						7	
合計		0	0	0	0	0	7	0	0	14	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	14	0	14	0	0	0	14	0	14	0	14	0	98	

小型底曳網 記入例

令和●年度大型クラゲ緊急対策事業

洋上駆除作業者対応表

8月 31日

事業実施機関名:

経営体名: 水漁(有)

小型底曳網

曳船1

船名: 第1神田不動丸

○ ※定置網出動基準を超えているため出動

曳船2

船名: 第8靖国丸

※小型底曳網出動基準20個体以上/1日操業を超えているため出動

警戒船

船名: 第5大漁丸

船名	8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計		
第1	大漁太郎											○				○							○			○			○	○					6
	大漁大吉											○				○							○			○			○	○					6
	大漁花丸											○				○							○			○			○	○					6
	A											○				○							○			○			○	○					6
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	4	0	4	0	24
第8	一心太助											○				○							○			○			○	○					6
	目出鯛蔵											○				○							○			○			○	○					6
	B											○				○							○			○			○	○					6
	B											○				○							○			○			○	○					6
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	4	0	4	0	24
第5	大漁旗夫											○				○							○			○			○	○					6
	大漁旗子											○				○							○			○			○	○					6
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0	2	0	12
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	10	0	0	10	0	10	0	60	

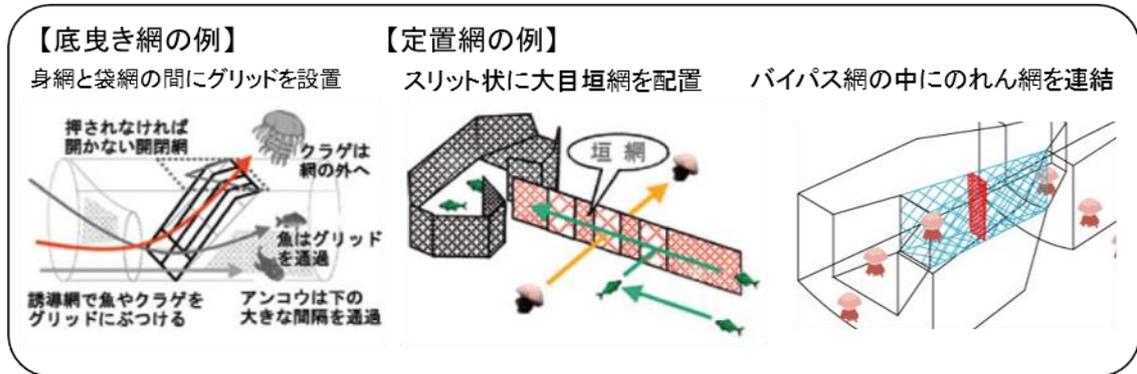
大型クラゲ駆除効果促進ネット（旧称；改良漁具）

「漁具改良マニュアル」第1版～第4版（水産研究・教育機構 編纂）

水産研究・教育機構 HP の大型クラゲ情報の大型クラゲアーカイブに収録

https://www.fra.go.jp/shigen/marine_environment/kurage/kurage_archive.html を参照

定置網用の一例



底曳網用の一例

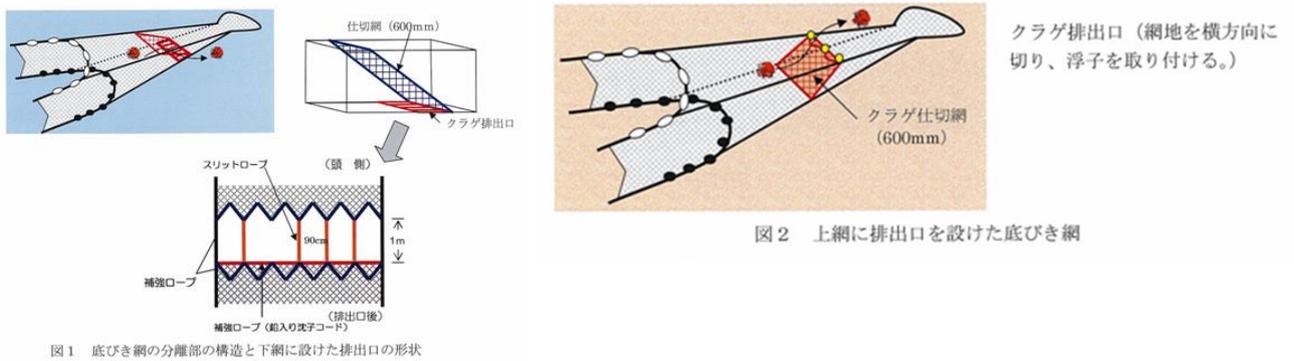
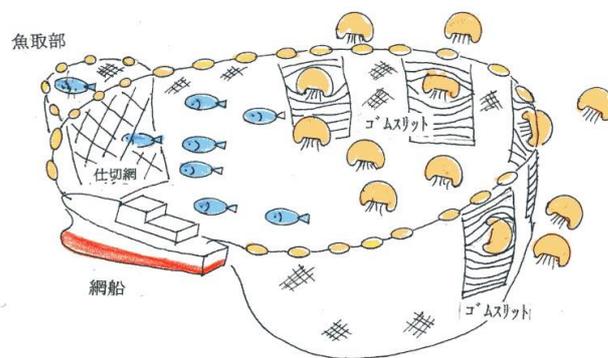


図1 底びき網の分離部の構造と下網に設けた排出口の形状

図2 上網に排出口を設けた底びき網

まき網用の一例



大型クラゲ防除網 ゴムスリット 使用時概要図

イ 陸上処理事業

交付決定日から事業を着手することができます。以下の事項を順次行ってください。

① 陸上処理に用いる機器材等の整備

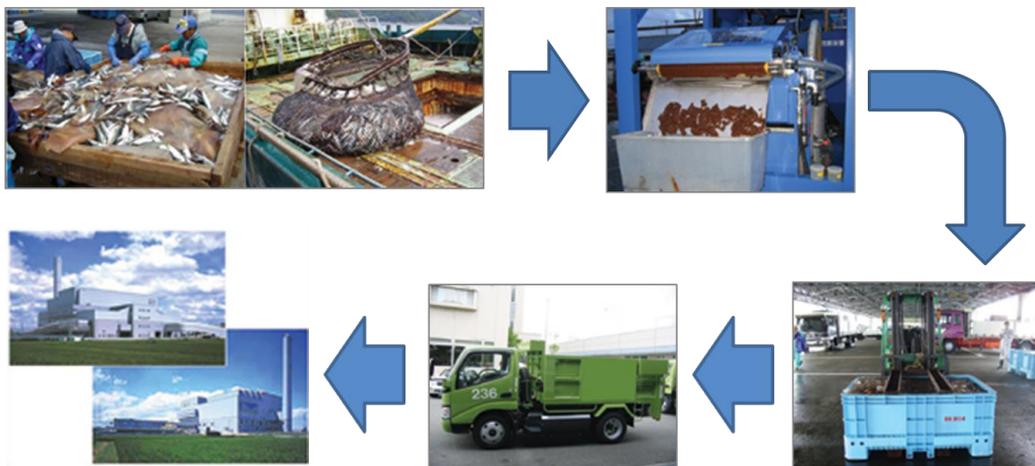
陸上処理事業は、まき網主体に混獲され陸揚げされた漁獲物と大型クラゲとを選別して収容し（水分を除くなど前処理する例あり）、廃棄物処理法に基づく処理施設等へ運搬・処理または資源化等への有効利用を行います。必要に応じ収容する容器やストック場所の確認、または専用処理機器等の整備が必要になります。

② 運搬及び処理における計量及び伝票類の確認

本事業用の運搬及び処理における計量方法及び計量伝票類を確認し、事業者と調整してください。例えば、処理する大型クラゲを運搬する際の両者間の確認作業、運搬又は処理施設における計量伝票の受渡方法、日別月別等諸表などの管理方法、支払方法等の調整が必要になります。これらの確認・調整は契約前に行って、両者間で取り決めておくと支障なく事業を進めることができます。

③ 運搬及び処理に係る事業者との契約締結

廃棄物の処理または有効利用する場合は、廃棄物処理法に基づく処理施設及び運搬事業者に委託して運搬及び処理をしてもらいますので、本事業用に事業実施機関と運搬事業者及び処理事業者との間で、事業における各単価及び運搬または処理方法、支払等の諸要件を規定した契約書を交わしてください。また、各事業者の許可書の写しが必要になりますので、もらって下さい。



陸上処理の例

 一度陸揚げされた大型クラゲを海洋に棄てると海洋汚染防止法に抵触しますので、絶対に行わないよう周知・徹底をお願いします。

なお、洋上で駆除している大型クラゲを船上から海に戻すことは違反にはなりませんので、問題ありません。

(3) 写真の撮り方

証拠書類としての写真は、事業を実施した事実を証明するために非常に重要です。

下記の各事業の実施状況について、適時、写真の撮影をして整理して下さい。

ア 駆除事業

① 駆除作業の写真

下記について、補助対象経費の内容が把握できる写真を撮影し、実績報告書（又は概算払請求書）に添付してご提出ください。

※出勤の都度、撮影してください。  駆除日誌及び集計表と整合を取ること

- ・用船の船名・登録番号
- ・駆除作業者の集合写真
- ・大型クラゲの入網状況
- ・駆除作業の状況
- ・被害状況（漁網等、死魚や商品にならない魚介類等）

② 駆除漁具等（駆除網、鈎等、駆除効果促進ネット、改良漁具）の導入写真

下記について、補助対象経費の内容が把握できる写真を撮影し、実績報告書（又は概算払請求書）に添付してご提出ください。

- ・納品・検収時に漁具を確認している状況
(本事業の補助対象となる駆除業具等が特定できるように、看板を付けて撮影下さい。)
- ・駆除漁具等の写真（網を広げたところ（全体は不要）、又は鈎等を並べたところ）
- ・取付作業がある場合は、作業風景
- ・漁船に積み込むところ
- ・使用する場合は入網又は投網、揚網など使用していることが分かる写真
- ・使用しない場合の保管場所の写真

③ 陸上処理作業の写真

下記について、補助対象経費の内容が把握できる写真を撮影し、実績報告書（又は概算払請求書）に添付してご提出ください。

※1週間単位で、撮影してください。

- ・選別後に集められた大型クラゲの写真
- ・処理施設へ運搬する場合はトラック等への積載状況
- ・処理用機械で処理する場合は機械や処理状況の写真
- ・処理施設での処理状況の写真
- ・指定された埋め立て処理（不法投棄厳禁）や他の方法で処理する場合は処理状況の写真

(例1) 駆除作業の写真と看板様式

●●漁協 ●●丸 2009年9月15日



出港



駆除作業中



帰港

【出港】

- ・ 用船の船名
- ・ 駆除作業者の集合写真

【駆除作業中】

- ・ 大型クラゲの入網状況
- ・ 駆除作業の状況
- ・ 被害状況

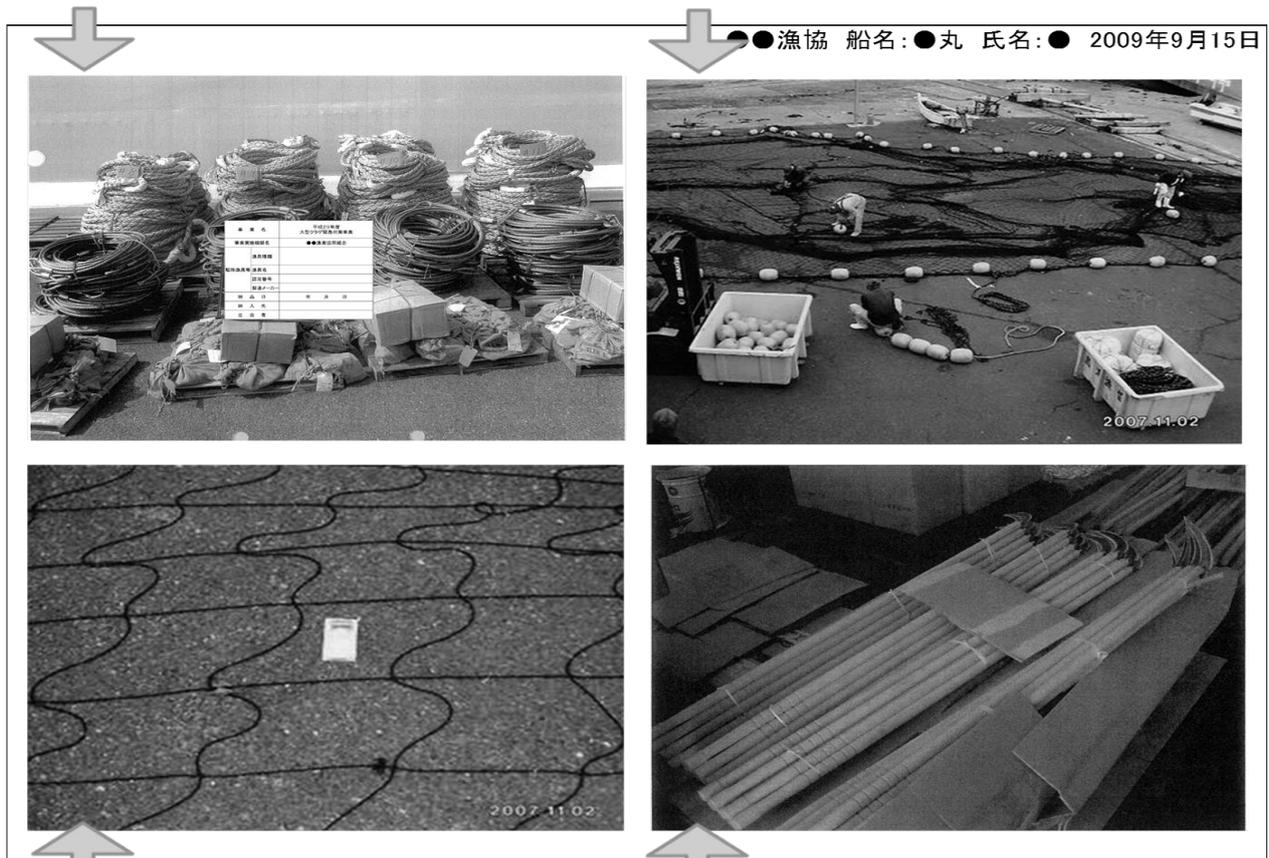
【帰港】

- ・ 用船の船名
- ・ 駆除作業者の集合写真

(例2) 駆除漁具・改良漁具の導入写真と看板の様式

・納品・検収時に漁具を確認している状況

・取付作業がある場合の作業風景



●●漁協 船名: ●丸 氏名: ● 2009年9月15日

・駆除漁具等の写真(網を広げたところ)

・駆除漁具等の写真(鉤等を並べたところ)

看板様式

■写真

※本事業の補助対象となる駆除漁具等が特定できる写真を撮って下さい。
写真看板例 納品時の写真は、看板を付けて撮って下さい。

事業名	●●年度 大型クラゲ緊急対策事業	
事業実施機関名	●●漁業協同組合	
駆除漁具等	漁具種類	
	漁具名	
	認定番号	
	製造メーカー	
納品日	年 月 日	
納入先		
立会者		

イ 陸上処理事業

まき網漁船の水揚げ時の混獲状態から選別、大型クラゲ仕分状況、収容タンク等、運搬（トラック積込）、処理施設と処理状況の写真を適時撮ってください。撮影した写真は日付、写真タイトル等を整理した台帳に整理して、実績報告書に添付してください。



看板様式

■写真

※本事業における陸上処理を行う時は、写真を撮って下さい。
撮影する時は、看板を付けて撮って下さい。

写真看板例

事業名	●●年度 大型クラゲ緊急対策事業
	陸上処理事業
事業実施機関名	●●漁業協同組合
作業日	●●年●●月●●日

(4) 財産管理台帳について

有害生物漁業被害防止総合対策事業・大型クワガ緊急対策事業 財産管理台帳 (駆除漁具等)

事業実施機関名

●● 漁業協同組合

記載例
大型クワガ駆除漁具等の導入の場合

事業実施年度

●● 年度

単位: 円

財産名	取得財産の内容		負担区分		処分制限期間		処分の状況		摘要 (貸借先)
	取得年月日	取得金額	助成金	自己負担金	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
【例】 ●● 網	令和6年2月1日	1	1/2以内	1/2以上	3年	令和9年1月31日			JF●● 貸借契約先:
	税抜の場合 500,000		250,000	250,000					
	税込の場合 540,000		250,000	250,000				その他は、 税込経理で消費税込みで取得金額とした 場合には、消費税額を記入して下さい。	
合計		1,040,001	500,000	500,000					

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

4 この様式(事業実施細則)により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

有害生物漁業被害防止総合対策事業・大型クラゲ緊急対策事業 財産管理台帳(駆除漁具等)

事業実施機関名 ●● 漁業協同組合

事業実施年度 ●●年度

単位:円

取得財産の内容			負担区分			処分制限期間		処分の状況		摘要 (貸借先)
財産名	取得年月日	取得金額	助成金	自己負担金	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
合計		0	0	0	0					

- (注)
- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 - 4 この様式(事業実施細則)により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

有害生物漁業被害防止総合対策事業・大型クラゲ緊急対策事業 財産管理台帳(処理機器)

事業実施機関名

事業実施年度 年度

取得財産の内容			負担区分			処分制限期間		処分の状況		摘要
財産名	取得年月日	取得金額	助成金	自己負担金	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
合計										

- (注)
- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 - 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

3. 申請書及び実績報告書等の添付資料の提出書類とチェックシート

●●年度大型クラゲ緊急対策事業 駆除事業 添付資料等チェックシート

実施機関名			書類	実績報告書 / 概算払請求書		
助成金請求	<input type="checkbox"/> 実績報告書 提出日 / <input type="checkbox"/> 概算払請求書 提出日 /		助成額	<input type="checkbox"/> 精算 ¥ <input type="checkbox"/> 概算 ¥		
通知日等来歴	計画承認日 / 付	交付決定日 / 付	計画変更日 / 付	概算払通知(支払日) / 付(/)		可・不可
口座	口座振込依頼書	有 / 無				
全申請書類添付	経費内訳書	有 / 無				
	経費内訳明細書	有 / 無				
駆除実績書類	出勤実績表	有 / 無				
	駆除数実績表	有 / 無				
	洋上駆除開始報告書	有 / 無				
	駆除日誌	有 / 無				
	写真	有 / 無	出港・作業中・帰港・駆除漁具			
用船	契約・証書等	請負契約書 (用船契約書)	有 / 無	定置件数: _____ 締結日: / / 底びき件数: _____ 期 間: / ~ /		
		駆除漁具使用 賃借契約書	有 / 無	締結日: / / 期 間: / ~ /		
	費用支払	請求書	有 / 無	請求日: /		
		領収書	有 / 無	領収日: /		
燃油	費用支払	出港・帰港時の 油量票	有 / 無	品目:		
		請求書	有 / 無		請求日: /	
		領収書	有 / 無		領収日: /	
潤滑油 = 燃油Q × 0.002	費用支払	請求書	有 / 無		請求日: /	
		領収書	有 / 無		領収日: /	
消耗品	費用支払	請求書	有 / 無	品目:	請求日: /	
		領収書または振込票	有 / 無		領収日: /	
旅費	費用支払	旅費規程	有 / 無			
		出張命令書等	有 / 無			
		宿の領収書	有 / 無	※実費(旅費規程)と あれば必要。		領収日: /
業者等	油販売店:		写真店等:			

**●●年度大型クラゲ緊急対策事業 駆除漁具等(漁網関係)の導入
添付資料等チェックシート**

実施機関名			書類	計画承認申請書 / 実績報告書 / 概算払請求書	
助成金請求	<input type="checkbox"/> 実績報告書 提出日 / <input type="checkbox"/> 概算払請求書 提出日 /		助成額	<input type="checkbox"/> 精算¥ <input type="checkbox"/> 概算¥	
通知日等来歴	計画承認日 / 付	交付決定日 / 付	計画変更日 / 付	概算払通知(支払日) / 付(/)	
口座	口座振込依頼書	有 / 無	* 計画承認申請または交付申請で添付すること		
経費内訳	経費内訳書 (全申請書類に添付)	有 / 無	<input type="checkbox"/> 大型クラゲ駆除効果促進ネット導入 <input type="checkbox"/> 駆除網導入		
	経費内訳明細書	有 / 無	<input type="checkbox"/> 大型クラゲ駆除効果促進ネット導入(改良漁具) <input type="checkbox"/> 駆除網導入		
設備費	計画承認申請書添付資料	見積書	有 / 無	・日付 / ・合い見積 ・入札決定書等	
		漁具図面	有 / 無		
		配置計画書	有 / 無	* 計画承認申請または交付申請で添付すること	
		選定理由書	有 / 無	・日付 /	※1号(又は2号)、写しを5号(又は4号)に添付
	概算払請求書または実績報告書添付資料	注文書・注文請書	有 / 無	・日付 /	請書 /
		売買契約書	有 / 無	・日付 /	・販売先:
		覚書(同意書)	有 / 無	・日付 /	※メーカーと販売先が違う場合に必要
		納品書	有 / 無	・日付 /	
		受領書・検収書	有 / 無	・日付 /	
		写真	有 / 無	納品梱包、網広げた状態、駆除網/改良網の主要部分、検収時、網入れ設置等	
		賃借契約書	有 / 無	・日付 /	・貸与先:
		駆除漁具等管理規程	有 / 無		
		財産管理台帳	有 / 無	・取得日 年 月 日	・処分制限 年 月 日 ・金額¥
		請求書	有 / 無	・日付 /	
振込依頼書	有 / 無	・日付 /			
領収書	有 / 無	・日付 /			
業者等	写真店等:		駆除漁具販売店:		

**●●年度大型クラグ緊急対策事業 陸上処理事業
添付資料等チェックシート**

実施機関名			処理方法	<input type="checkbox"/> 廃棄処理: <input type="checkbox"/> 有効利用:	可・不可	
提出日	<input type="checkbox"/> 実績報告書 提出日 / / <input type="checkbox"/> 概算払請求書 提出日 / /		助成額	<input type="checkbox"/> 精算 ¥ <input type="checkbox"/> 概算 ¥		
通知日等来歴	計画承認日 / / 付 交付決定日 / / 付		計画変更日 / / 付 概算払通知(支払日) / / 付(/ /)			
口座	口座振込依頼書	有 / 無				
経費内訳	経費内訳書	有 / 無	金額: ¥			
運搬・処理数量に関する資料	月報集計	有 / 無	運搬数量 有 / 無 処理数量 有 / 無			
	日報集計	有 / 無	運搬数量 有 / 無 処理数量 有 / 無			
	計量伝票	有 / 無	運搬数量 有 / 無 処理数量 有 / 無			
	写真	有 / 無	計量、積込、運搬トラック、処理施設、処理状況、導入した処理用機材等			
費用支払等に関する資料	費用支払	処理用機材導入費	見積書	有 / 無	見積日: / /	
			納品書	有 / 無	(設置完了等報告書) 納品日: / /	
			請求書	有 / 無	請求日: / /	
			領収書	有 / 無	領収日: / /	
		運搬費	請求書	有 / 無	請求日: / /	
			領収書	有 / 無	領収日: / /	
		処理費及び有効利用費	請求書	有 / 無	請求日: / /	
			領収書	有 / 無	領収日: / /	
	役務費(保管費)	請求書	有 / 無	請求日: / /		
		領収書	有 / 無	領収日: / /		
	契約	契約書(単価根拠等資料)	運搬業者	有 / 無	単価: ¥/トン 締結日: / / 期 間: / ~ /	
			保管業者	有 / 無	単価: ¥/トン 締結日: / / 期 間: / ~ /	
			処理業者	有 / 無	単価: ¥/トン 締結日: / / 期 間: / ~ /	
	費用支払	消耗品費	請求書	有 / 無	請求日: / /	
			領収書	有 / 無	領収日: / /	
		リース料(貸借料)	見積書	有 / 無	リース物件名: 見積日: / /	
			納品書	有 / 無	納品日: / /	
			請求書	有 / 無	請求日: / /	
			領収書	有 / 無	領収日: / /	
		その他経費	請求書	有 / 無	請求日: / /	
領収書			有 / 無	領収日: / /		
廃棄物処理に関する資料		証書	廃棄物運搬事業者	有 / 無	許可証等 期 間: / ~ /	
			廃棄物処理事業者	有 / 無	許可証等 期 間: / ~ /	
	その他		有 / 無	産業廃棄物管理票(産廃処理のみ)		
業者等	運搬業者名:		処理用機材販売店:			
	処理業者名:					